

東京学芸大学リポジトリ管理運営要項の一部改正について

改正理由：東京学芸大学教育リポジトリの登録条件の緩和に伴い、所要の改正を行うものである。

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>〔省略〕</p> <p>(登録者)</p> <p>第2条 リポジトリに本学の教育研究活動を通して得られた学術成果等（以下「成果等」という。）を登録することができる者<u>（以下「登録者」という。）</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本学に在籍する役員及び職員（非常勤を含む。）（以下「職員等」という。）並びに博士課程の学生</p> <p>(2) 本学に職員等及び博士課程の学生として在籍したことがある者</p> <p><u>(3) その他、統括責任者が適当と認めた者</u></p> <p>（成果等の登録及び公開要件）</p> <p>第3条 リポジトリに登録及び公開することができる成果等は、次の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) <u>登録者が、本学在籍中に作成に関与したものであること。ただし、名誉教授については、本学退職後に作成に関与したのもも対象とする。</u></p> <p>(2)～(3) 〔省略〕</p> <p>（登録）</p> <p>第4条</p> <p>登録者は、所定の手続きにより、成果等の登録を総務部学術情報課に依頼することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和8年3月17日から施行する。</u></p> | <p>〔省略〕</p> <p>(登録資格者)</p> <p>第2条 リポジトリに本学の教育研究活動を通して得られた学術成果等（以下「成果等」という。）を登録することができる者<u>（以下「登録資格者」という。）</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本学に在籍する役員及び職員（非常勤を含む。）（以下「職員等」という。）並びに博士課程の学生</p> <p>(2) 本学に職員等及び博士課程の学生として在籍したことがある者</p> <p>（成果等の登録及び公開要件）</p> <p>第3条 リポジトリに登録及び公開することができる成果等は、次の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) <u>当該成果等を登録する者（以下「登録者」という。）</u>が、本学在籍中に作成に関与したものであること。</p> <p>(2)～(3) 〔省略〕</p> <p>（登録）</p> <p>第4条 <u>登録資格者は、リポジトリの登録システムを利用して、成果等を直接登録することができる。</u></p> <p>2 <u>登録資格者は、所定の手続きにより、成果等の登録代行を総務部学術情報課に依頼することができる。</u></p> <p>〔省略〕</p> |